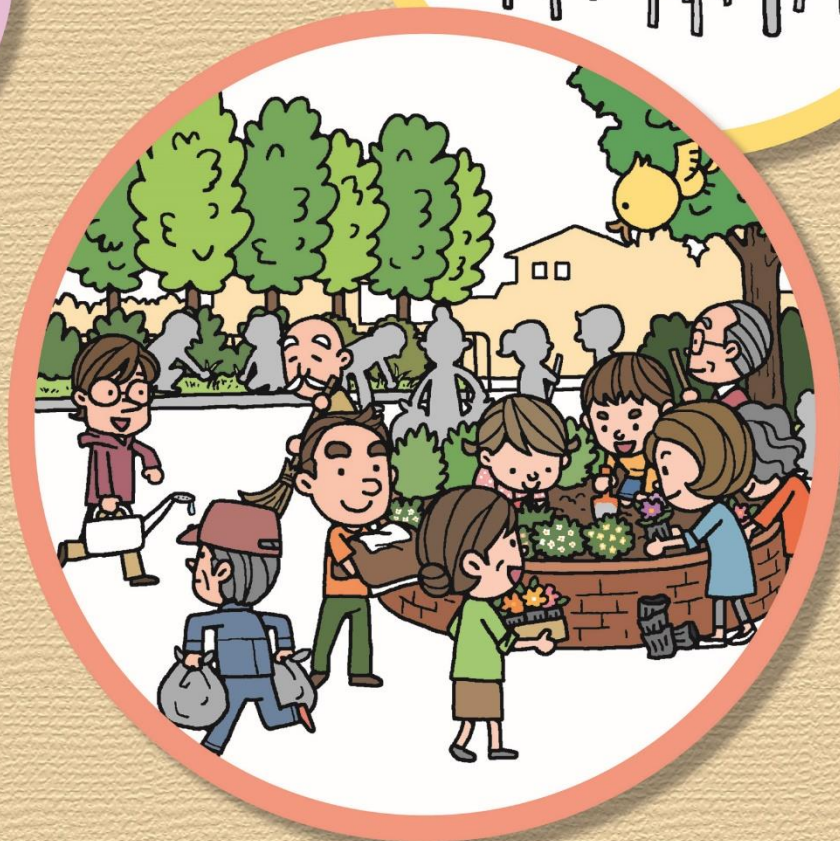
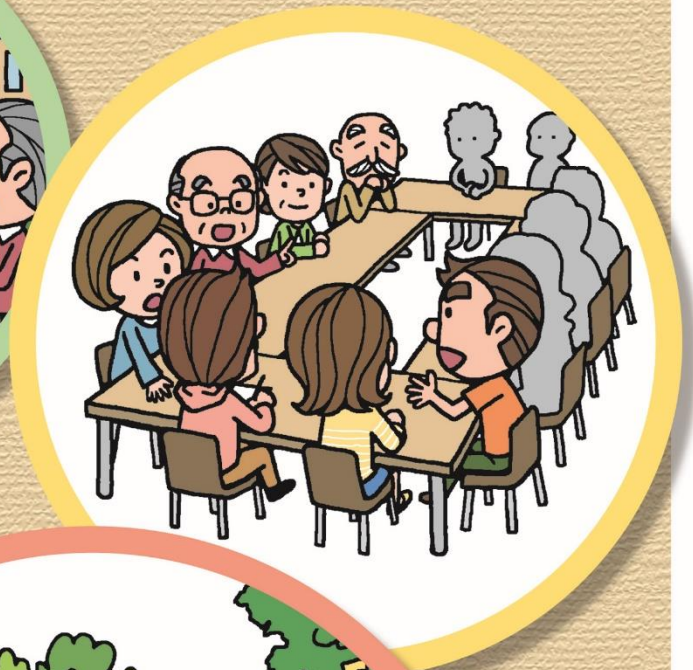


街づくりを してみませんか？

川越市
地区街づくり推進条例の概要



川越市

目 次

はじめに	1
1. 『地区街づくり』って、どんなこと？	2
2. 『地区街づくり』を進めてみよう！	4
身近なことから地区街づくりのきっかけを考えよう！	4
仲間を集めて、地区街づくり協議会をつくろう！	6
協議会で地区街づくり計画をつくろう！	8
地区街づくり計画を実践しよう！	12
3. 条例による市が行う街づくり	15
4. 川越市地区街づくり推進条例・施行規則	16
5. 地区街づくりQ&A	24

はじめに

条例制定の背景

近年、地域社会が成熟するとともに、市民のまちづくりへのニーズが多様化し、自発的に問題解決をはかろうとする意識が高まっています。

また、本市では平成12年に都市計画マスタープランを策定し、住民参加のまちづくりに重点を置いて、将来都市像「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち 川越」の実現に向けて取り組んでいます。

都市計画マスタープランの実現に向けて、市民、民間団体、行政や事業者が、目指すべき将来都市像を共有し、地区の特性を生かしたまちづくりを協働で進めていく必要があります。

市民のみなさんが自らの発意を街づくりに生かしていくための仕組みや、主体的に行う街づくりの取り組みに対する支援など、協働による街づくりを進めるための制度として、「川越市地区街づくり推進条例」（以下、「条例」といいます。）を策定しました。

条例の目的

川越市都市計画マスタープランの将来都市像

「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち 川越」

地区の特性を生かした個性的で魅力ある街づくり



この冊子は、市民のみなさんが主体的に取り組む街づくりに関わる内容を中心に紹介しています。

市民のみなさんが街づくり活動を進めようとする時に
ぜひご活用ください！

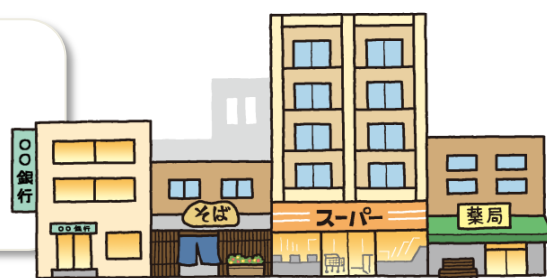
（条例の全体像は 16 ページをご覧ください。）

1.『地区街づくり』って、どんなこと？

- 「地区街づくり」とは、地区の住民による、その地区の特性を生かした個性的で魅力ある街づくりのための活動です。
- 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みを進めることを目的とするものです。

例えば

商店街で商店が連続するような、
建物の用途のルールづくり



例えば

建物の色やデザイン、家の周りの
緑化のルールづくり



例えば

緊急車両が通りやすい道路など、地区に
足りない生活の基盤となる施設の検討



例えば

美化活動など、まちをより良くする
取り組みの実施



地区街づくりの取り組み

発案期

**身近なことから街づくりの
きっかけを考えよう！**

日頃、思っていること・感じている
ことがスタートになります。



(市) 情報を提供したり、相談に応じます

育成期

**仲間を集めて、地区街づくり
協議会をつくらう！**

興味を持ち始めた個人やグループに
呼びかけ、輪を広げましょう。

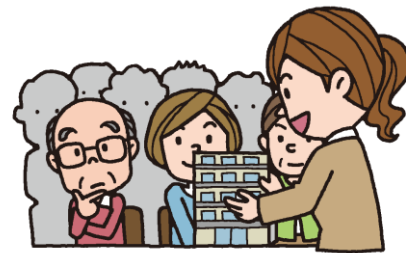


(市) 勉強会の開催を支援します

検討期

**協議会で地区街づくり計画を
つくろう！**

関係するみなさんの意見を広く聴きなが
ら、地区街づくり計画をつくりましょう。



(市) 専門家を派遣して
計画づくりを支援します

実践期

**地区街づくり計画を
実践しよう！**

地区街づくり計画の実現に向けて、
取り組みを始めましょう。



(市) 専門家を派遣して協議を支援します

地区街づくりの実現

2.『地区街づくり』を進めてみよう！

発案期

身近なことから街づくりのきっかけを考えよう！



私たちのまちについて考えてみましょう。
私たちのまちは、どんなまちでしょうか？
まちの課題を見つけ、どんなまちにしていきたいか、
考えてみましょう！

▶▶ 私たちのまちは、どんなまちでしょうか？ まちの課題は？
いくつかの例を参考に考えてみましょう。



開発が進んで、 住宅地の密集が進んできたまち

このままだと…

小さな敷地の住宅が袋小路に沿って建て詰まり、消防車や生活サービスの車が活動しにくい、避難経路の道路が狭い、災害に弱いまちになってしまう恐れがあります。

計画的に開発が行われた 良好な環境のまち

このままだと…

敷地が分けて売買され、敷地内の緑が少ない建て詰まった街並みとなる恐れがあります。
また、大きな敷地で高い建物が建ち、日照や通風等の環境や、閑静なまちの環境が変わってしまう恐れがあります。



きっかけを考えよう！

発案期

協議会をつくろう！

育成期

計画をつくろう！

検討期

実践しよう！

実践期

**地区街づくり
の
実現へ！！**



駅周辺などの 人が集まる商店街のあるまち

このままだと…

空き店舗が増えて商店が連続しない
ことや、商店街の活気がなくなる恐
れがあります。

農地のみどりや川などの 自然が多いまち

このままだと…

開発が進んで、住宅や資材置場など
が立ち並び、まとまったみどりや川
沿いの安らぎの感じられる環境や、
まちの資産であるみどりや景観が損
なわれる恐れがあります。



あなたのまちでは、どんなことが思い浮かびますか？
市は情報提供など、みなさんの取り組みを支援します。
ぜひご相談ください！

仲間を集めて、地区街づくり協議会づくりにつなげていきましょう！

仲間を集めて、地区街づくり協議会をつくろう！



活動の輪を広げて、一緒に取り組む仲間を集めましょう。
みんなで意見を出し合って、
まちづくりの知識や関心を深めながら、
まちづくりを考える集まりをつくりましょう！

◆『地区街づくり協議会』とは？

Q 協議会って、どんな団体なの？

- 市内の特定の地区で、地区の特性を生かした個性的で魅力ある街づくりを進める団体です。

Q 協議会はどんな活動をするの？

- 「地区街づくり計画」（8 ページ参照）をつくります。
- 「地区街づくり計画」の実現に向けた活動を主体的に行います。

Q 協議会を登録するにはどうするの？

- 地区街づくりを推進しようとする市民等の団体は、「地区街づくり協議会」として市長の登録を受けることができます。
- 登録には、次の要件を満たしていることが必要です。
 - ・ 活動する区域を定め、10人以上の地区住民等（※）で構成する。
 - ・ 地区住民等や自治会、商店会その他団体等に周知し、意見を聴く。
 - ・ その他、特定の事業活動などに反対することを目的としない、宗教活動や政治活動を目的としない、等。

※地区住民等

地区内の居住者や事業者、地区内の土地や建物の所有者をいいます。

Q 協議会を登録すると、どんな支援があるの？

- 協議会は、地区街づくりの円滑な推進に必要な情報の提供、助言、専門家の派遣などを受けることができます。

きっかけを考えよう！

発案期

協議会をつくろう！

育成期

計画をつくろう！

検討期

実践しよう！

実践期

地区街づくり
の

実現へ！！

◆仲間と協議会を立ち上げて登録しよう！

◎活動テーマについて
まちの状況などを
調べよう！

- まちを歩いたり、資料を集めてみましょう。
- 調べたことをふまえて、まちの課題を話し合ってみましょう。

にぎわいがあって、
楽しく歩けるまち
にしよう！

地域の自然や古くから
ある建物や街並みを未来に
引き継いでいこう！

災害に強い、
安全で安心な
まちにしよう！

今のゆとりある
住まいの環境を
守りたい！



◎協議会の目的や方針を
まとめよう！

- まちの状況や課題をふまえて、どんなテーマの活動をするのか話し合ひましょう。
- 協議会の目的や方針をまとめ、チラシやニュースなどをつくりましょう。

◎広く意見を聴きながら
仲間を集めよう！

- チラシやニュースを持って、町会や商店会などに意見を聴いたり、協力をお願いしてみましょう。
- 回覧や掲示などで、地区のみなさんに意見を求めたり、参加を呼びかけましょう。

◎登録の申請をしよう！

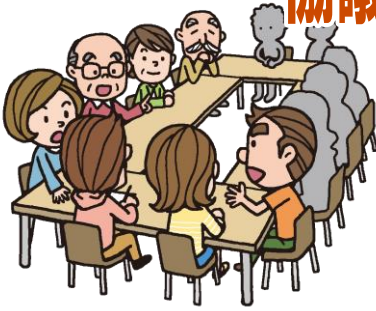
- 協議会の活動計画や会則、集めた意見を整理して、申請書類を整えて市に提出しましょう。

さあ、協議会をつくってみませんか？

市は出張講座や勉強会の開催を支援して、まちづくりの知識や
関心を深める取り組みを支援します。ぜひご相談ください！

次は、協議会で『地区街づくり計画』をつくりましょう！

協議会で地区街づくり計画をつくろう！



めざす地区の将来像と、実現させるために、協議会や地区のみなさんが何をしていくとよいか、計画やルールとしてまとめましょう。
他のまちの取り組みなどを学びながら、みんなで知恵を出し合って作成し、地区のみなさんと共有しましょう。

◆「地区街づくり計画」とは？

◎地区街づくり計画って、どんなものなの？

- 特定の地区で、その特性を生かした個性的で魅力ある街づくりを進めるため、地区の目標や方針、具体の取り組み等をまとめたものです。
- 建築物などに関するルール（地区街づくりルール）を定めることができます。

◎地区街づくり計画をつくって認定を受けるにはどうするの？

- 協議会は、地区街づくりの目的に沿った計画を作成し、市の認定を受けることができます。
- 認定には、次の要件を満たしていることが必要です。
 - ・ 川越市総合計画や都市計画マスタープラン等の計画と整合している。
 - ・ 計画区域内の地区住民等の2／3以上の同意を得ている。
 - ・ 地区街づくりルールの協議をする場合の協議会の意思決定の方法が明らかになっている。
 - ・ その他、特定の事業活動などに反対することを目的としない、宗教活動や政治活動を目的としない、等。

◎地区街づくり計画の認定を受けると、どんな支援があるの？

- 市は、認定計画の区域内で建築行為等を行おうとする事業者には、計画の内容等の情報の提供に努めます。
- 市は、都市計画やマスタープランの策定、見直しにあたって、計画が円滑に実施されるように配慮します。
- 地区街づくりルールに適合するよう事業者等との協議には、専門家の派遣を要請できます。

きっかけを考えよう！

発案期

協議会をつくろう！

育成期

計画をつくろう！

検討期

実践しよう！

実践期

地区街づくり
の

実現へ！！

◆「地区街づくり計画」を作ろう！

◎情報を集めよう！

- 地図を持って、活動のテーマを意識して、まちを歩いてみたり、人に話を聴いてみましょう。写真などの記録をとることも忘れずに！
- インターネットや図書館で資料を集めたり、専門家を招いて勉強会を開いてみましょう。

◎計画案をつくろう！

- 集めた情報を基にまちの課題を整理し、地区街づくりの目標や方針、課題を解決するための取り組みを考えましょう。
- イメージ図や模型、事例写真などを使って分かりやすくしましょう。
- 市の関係部署に相談して検討を深めましょう。

◎情報を発信しよう！

- ニュースで活動内容を伝えたり、参加を呼びかけて仲間を増やしましょう。

◎関係する人たちに意見を聴きながら、計画をまとめよう！

- アンケートや説明会などを通して、地区のみなさんや町会、商店会などの意見を聴いて、計画に反映しながら計画をまとめましょう。

◎認定の申請をしよう！

- 計画書や、集めた意見を整理して、申請書類を整えて市に提出しましょう。

◆「地区街づくりルール」とは？

◎地区街づくりルールって、どんなもののなの？

- 協議会が地区住民等の理解を得ながら自主的に定める、建築行為等（※）を誘導するルールです。地区街づくり計画の中に示すことができます。

※建築行為とは？

建物や塀、擁壁などの工作物を新築、増築、改築、移転することや、これらの過半について行う修繕等、また土地の分割や造成などの開発行為をいいます。



良好な住宅地の環境を維持するルール

商店が連なるようにする商店街のルール

◎地区街づくりルールは、どうやって守っていくの？

- 市の窓口やインターネットなどで、地区街づくり計画の内容などの情報提供を行います。
- 協議会は、建築などを行おうとする事業者に、必要な場合は地区街づくりルールに適合するように協議を求めることができます。
- 協議会は、地区街づくり計画に定めた目的を達成するための活動を通して、計画の内容を周知していきます

* 12 ページの「地区街づくりルールについての協議の進め方のイメージ」も合わせてご覧ください。

きっかけを考えよう！
発案期

協議会をつくろう！
育成期

計画をつくろう！
検討期

実践しよう！
実践期

地区街づくり
の
実現へ！！

◆「地区街づくりルール」の内容は具体的にどんなもの？

- 建築行為を誘導するルールの内容には、例えば次のような項目があります。

地区街づくりルールの項目例

- | | | |
|--|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の用途や高さ
（例） ・ 1階を店舗にする
 ・ 高さは0m以下にする ・ 外壁の後退距離 ・ 敷地面積の規模 ・ 塀の構造や材料（例：ブロック塀の禁止） ・ 緑化に関すること（例：緑化の面積割合） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の色彩の制限 ・ 看板・広告物の大きさ、色彩の制限 ・ 防犯灯を兼ねた玄関灯の設置 ・ 材料や屋根の形状の制限 | <p>など</p> |
|--|--|-----------|

1階店舗の壁面を
後退するルール



道路沿いの
緑化のルール



みなさんで力を合わせて、地区街づくり計画をつくってみませんか？
市は、専門家の派遣や計画の検討を支援します。
ぜひご相談ください！

次は、「地区街づくり計画」の実現に向けた取組を進めましょう！

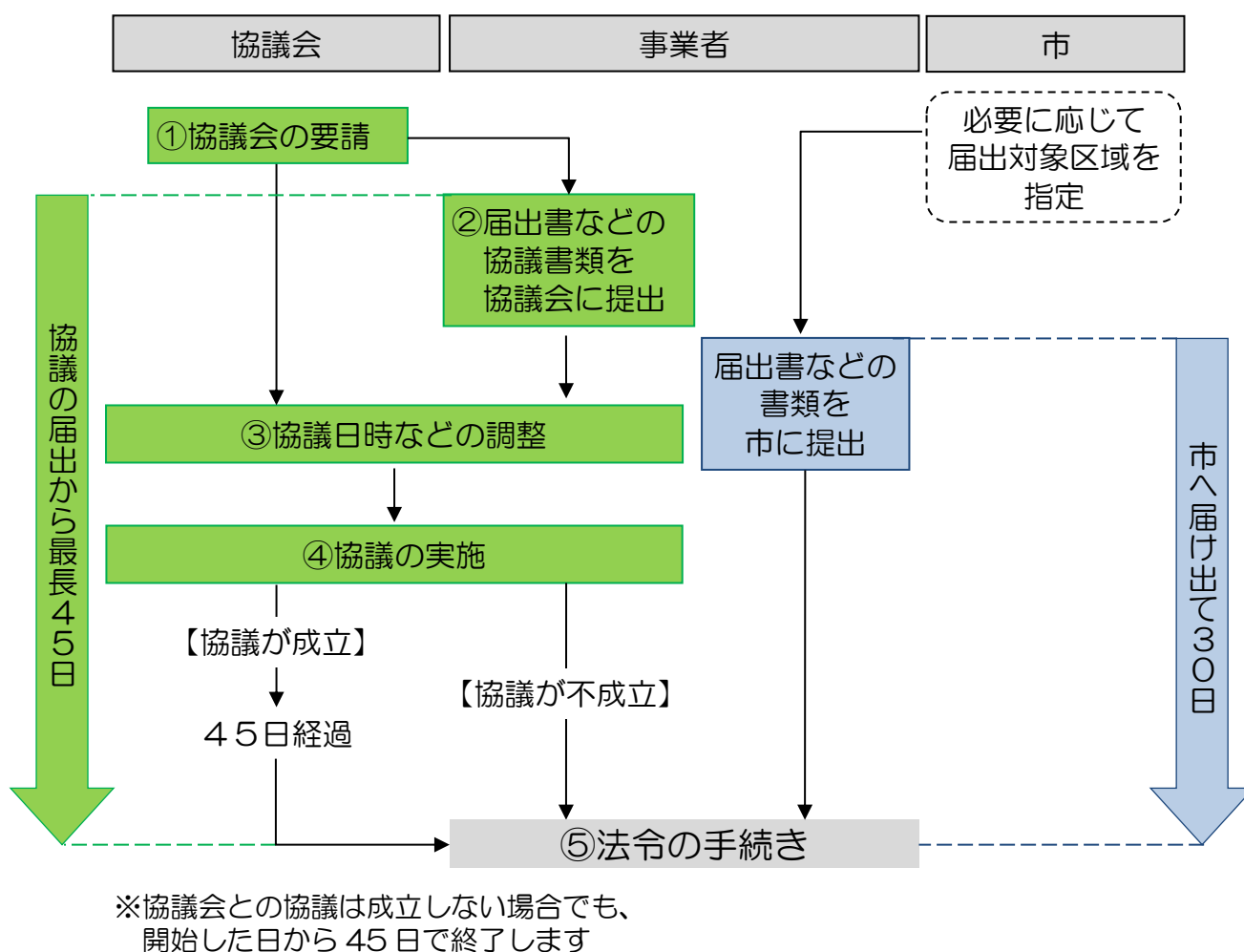
地区街づくり計画を実践しよう！



地区街づくり計画が認定されたら、自分たちでできる活動を続けていきましょう。

地区街づくりルールの協議を行ったり、活動経過をニュース等でPRして多くの人たちがまちづくりに関わるようにしながら、活動を進めていきましょう！

◆地区街づくりルールについての協議の進め方のイメージ



○市は、届出対象区域を指定して、地区街づくりルールの実現を図ります

◆「届出対象区域」を指定して、建築行為等の指導や勧告ができます！

- 「地区街づくりルール」が定められた区域内で、建築行為等（10 ページ参照）に係る「届出対象区域」を指定し、建築行為等の制限の基準を定め、基準に合わない計画に対して指導や勧告をすることができます。

きっかけを考えよう！

発案期

協議会をつくろう！

育成期

計画をつくろう！

検討期

実践しよう！

実践期

地区街づくり
の

実現へ！！

◆協議会活動の進め方

- 前年の活動を振り返りながら、次の年の活動計画を明らかにします。

年間活動計画表				
月	4～6	7～9	10～12	1～3
活動1	→			
活動2	→			
活動3			→	

日々の活動
を
進めていこ
う！

- 地区街づくり計画に基づいて、自分たちでできることから始め、続けていきましょう。
- 協議会を定例的に行い、活動の状況を確認して情報を共有すると、より良い進め方が見つかりやすくなります。



PRして
活動の輪
を
広げよ
う！

- ニュースで、協議会の活動報告やイベントの告知・参加者募集などを通して活動の輪を広げ、楽しくまちづくりの活動を続けていきましょう！

●●地区まちづくり
ニュース

○○○○○○○○○
○○○○

写真

次回協議会は
○月○日(○)
テーマ：……

お知らせ！
……

▶▶▶ 各地で様々な地区街づくりの取り組みが行われています。

事例1



ゆとりある良好な住まいの環境を守っていこう！

開発当初に緑豊かで閑静な戸建住宅地を維持していくためのルールをつくっていました。

その後、ルールの更新の時期を迎え、管理組合の中に検討組織を立ち上げて検討を深め、市と連携して住まいのニーズに合った建築のルールを改めて作成しました。

《東京都府中市府中アゼリア台住宅地区》

事例2



自然や歴史の感じられるまちの環境を守っていこう！

行政と市民団体「川越蔵の会」、「川越一番街商業協同組合」、「川越一番街商店街町並み委員会」等との協働により、まちづくりが進められています。町並み委員会で「町づくり規範（町並み協定）」に係る審査等を行っています。

《川越市一番街商店街》

参考：「まち再生事例データベース」（国土交通省 都市・地域整備局HP）

事例3



楽しく歩ける商店街のあるまちにしよう！

「商店街の段差のある歩道の改善したい」という声をきっかけに、町会・商店会・公募の方で、道路の改善の方針と使い方などについて話し合いました。

地域でまとめた提案をふまえて、段差が少ない商店街に配慮した色合いの歩道への整備が実現しました。

《東京都練馬区北町地区》

事例4



既成の市街地を災害に強いまちにしよう！

狭い道路や老朽化した建物が多く、公園などのオープンスペースが少ないまちで、2つの町内会で協議会を設立し、まちづくりの計画を作りました。

計画に基づき、市と協働で公園を整備し、防災訓練を行ったり、愛護会で管理をしています。

《横浜市中区本郷町三丁目地区》

3. 条例による市が行う街づくり

○市が街づくり重点地区を指定して街づくりを進めます

◆『街づくり重点地区』とは？

- 市長は、『街づくり重点地区』（以下、「重点地区」といいます。）を指定し、重点的な市街地の整備を進め、良好な都市環境の形成を促進します。

住民や
都市計画審議会
の意見を聴いて
定められます



◆重点地区の街づくりのしくみ

●重点地区は、地区整備方針を定めます！

- 重点地区の整備の方針として、次のような事項を定めます。
 - ・ 重点地区の名称や区域
 - ・ 適切で合理的な土地利用の促進に関する事項
 - ・ 基幹的な公共施設等の整備
 - ・ 都市の生活や活動の拠点となる施設の立地の促進に関する事項
など

●市が指定した民間の法人に、地区街づくりを支援してもらえます！

- 協議会は、その活動や地区街づくり計画の作成などを指定された法人に支援してもらうことができます。
- 指定された法人は、地区の拠点となる施設の整備改善などを行い、良好な街づくりを推進します。

4. 川越市地区街づくり推進条例・施行規則

条例の概要

総則（目的、責務など）

（第1条～第5条）

【目的】・市民、事業者及び市が協働して行う地区街づくりにより、個性的で魅力ある街を実現します。

- 【責務】・市民は、自らが主体的に地区街づくりに取り組むことの重要性に関する理解を深め、市民相互の協力により、地区街づくりに積極的に取り組むよう努めます。
- ・事業者は、その事業活動に関し、市民による地区街づくりを尊重するとともに、地区街づくりに積極的に取り組むよう努めます。
 - ・市は、地区街づくりの推進に関する施策を策定し、実施します。

地区街づくり協議会

（第6条～第7条）

～まちづくりの主体となる組織を登録し、活動を支援します

【登録の要件】

- ・10人以上の地区住民等によって構成。
- ・地区住民や自治会、商店会その他団体等に周知し、意見を聴いていること。

【協議会活動への支援】

- ・市から地区街づくりの円滑な推進に必要な情報の提供、助言、専門家の派遣などの支援を受けることができます。

身近なことから
地区街づくりの
きっかけを考えよう！

4 ページ参照

仲間を集めて、
地区街づくり協議会
をつくろう！

6 ページ参照

協議会で
地区街づくり計画を
つくろう！

8 ページ参照

地区街づくり計画を
実践しよう！

12 ページ参照

地区街づくり計画

（第8条～第14条）

～協議会が作成する計画を認定し、計画の推進を支援します

【認定の要件】

- ・計画区域内の地区住民等の2／3以上の同意
- ・川越市総合計画や都市計画マスタープラン等の計画との整合など

【計画の推進のための方法】

- ・計画の認定
- ・認定計画の内容等に関する情報の提供
- ・地区街づくりルール
 - 地区街づくりルールへの適合に係る協議
 - 届出対象区域の指定
 - 建築行為等の届出、勧告
- ・市は都市計画等において認定計画を配慮

街づくり重点地区

（第15条～第19条）

～重点的に街づくりに取り組む必要がある地区を市が指定し、協働で街づくりを進めます

【計画の推進のための方法】

- ・街づくり重点地区の指定と、地区整備方針の策定
- ・地区街づくり推進法人の指定と、推進法人との協定に基づいた公共施設整備等の実施

地区計画等の案の作成手続

（第20条）

～地区計画等がより活用されるように、住民原案の申出方法等を定めます

都市計画の決定等の提案手続

（第21条）

～都市計画法で定める都市計画提案制度がより活用されるように、提案できる団体を条例で追加します

川越市地区街づくり推進条例

（目的）

第1条 この条例は、地区街づくりに関し、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、地区街づくり計画の認定、街づくり重点地区の指定その他地区街づくりの推進について必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して行う地区街づくりの推進を図り、もって地区の特性を生かした個性的で魅力ある街の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区街づくり 市内の特定の地区において行われる当該地区の特性を生かしたまちづくりに関する活動であって次に掲げるものをいう。
 - ア 適正かつ合理的な土地利用の促進を図るもの
 - イ 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上を図るもの
 - ウ 地区の防災、安全、衛生その他の生活環境に関する機能の保持又は増進を図るもの
 - エ 公園、広場、街灯、植栽等の整備及び管理その他の地区住民等又は来訪者の利便の増進を図るもの
 - オ 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。第8条第2項第5号オにおいて同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。第8条第2項第5号オにおいて同じ。）その他の市街地の整備改善を図るもの
- (2) 地区住民等 地区内の居住者、地区内で事業を営む者及び地区内の土地又は建物の所有者をいう。
- (3) 建築行為等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この号において同じ。）若しくは工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の新築、増築、改築若しくは移転又は建築物若しくは工作物の過半について行う修繕、模様替若しくは色彩の変更、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為その他規則で定める行為をいう。
- (4) 公共施設 道路、公園、下水道その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、自らが主体的に地区街づくりに取り組むことの重要性に関する理解を深め、市民相互の協力により、地区街づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する地区街づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に関し、市民による地区街づくりを尊重するとともに、地区街づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する地区街づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、地区街づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

（地区街づくり協議会の登録等）

第6条 地区街づくりを推進しようとする者は、地区街づくりを行うための団体を組織し、地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）として市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、その登録をするものとする。

- (1) 協議会が、地区街づくりの推進を目的として組織されたものであること。
- (2) 協議会が、地区住民等で構成されていること。
- (3) その他規則で定める要件に適合していること。

4 市長は、協議会が前項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

5 市長は、地区街づくりの円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、協議会に対し、その活動状況について報告又は説明を求めることができる。

（協議会に対する援助）

第7条 市長は、協議会に対し、その活動に必要な情報の提供、助言、専門家の派遣その他の援助を行うことができる。

（地区街づくり計画の認定）

第8条 協議会は、地区街づくりの推進に関する計画（以下「地区街づくり計画」という。）を作成し、市長の認定を申請することができる。

2 地区街づくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地区街づくり計画の名称
- (2) 地区街づくり計画の地区の位置、区域及び区域の面積
- (3) 地区街づくり計画の目標
- (4) 地区街づくり計画の期間
- (5) 次に掲げる事項のうち、第3号の目標を達成するために必要なもの
 - ア 適正かつ合理的な土地利用の促進に関する事項
 - イ 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に関する事項
 - ウ 地区の防災、安全、衛生その他の生活環境に関する機能の保持又は増進に関する事項
 - エ 公園、広場、街灯、植栽等の整備及び管理その他の地区住民等又は来訪者の利便の増進に関する事項
 - オ 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善に関する事項
 - カ その他地区街づくり計画の目標を達成するために必要な事項

3 前項第5号アからカまでに掲げる事項には、地区街づくりルール（地区街づくり計画の地区の区域（以下「計画区域」という。）内の地区住民等及び当該計画区域内において建築行為等を行おうとする者が当該事項に関し守るべき基準をいう。以下同じ。）を記載することができる。

4 市長は、第1項の規定による認定の申請があった地区街づくり計画が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めると

きは、その認定をするものとする。

- (1) 川越市総合計画、川越市都市計画マスタープラン（法第18条の2第1項の規定により定めた本市の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下「マスタープラン」という。）その他の市のまちづくりに関する方針に適合していること。
- (2) 計画区域内の地区住民等の規則で定める数以上の同意を得ていること。
- (3) 周辺環境との調和に配慮されていること。
- (4) 専ら特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- (5) その他規則で定める要件に適合していること。

- 5 市長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、川越市都市計画審議会条例（平成12年条例第12号）第1条の規定により置かれた川越市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、第4項の認定をしたときは、速やかに、当該協議会に通知するとともに当該認定に係る協議会（以下「認定協議会」という。）の名称、当該認定を受けた地区街づくり計画（以下「認定計画」という。）その他規則で定める事項を告示しなければならない。

（認定計画の変更）

第9条 認定協議会は、認定計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

- 2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の変更について準用する。

（認定計画の内容等に関する情報の提供）

第10条 市長は、認定計画の区域内において建築行為等を行う者に対し、当該認定計画の内容その他地区街づくりに関する情報の提供に努めるものとする。

（地区街づくりルールへの適合に係る協議）

第11条 認定協議会（認定計画に地区街づくりルールを定めたものに限る。）は、当該計画区域内の地区住民等又は当該計画区域内において建築行為等を行う者に対し、規則で定めるところにより、その建築行為等その他の行為が当該地区街づくりルールに適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

- 2 認定協議会は、市長に対し、前項の協議が円滑に行われるよう、専門家の派遣その他必要な協力を要請することができる。

（届出対象区域の指定等）

第12条 市長は、地区街づくりの推進のため必要があると認めるときは、地区街づくりルールが定められた認定計画の計画区域の全部又は一部を、届出対象区域（次条第1項の規定により建築行為等に係る届出を行わなければならない区域をいう。以下同じ。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該認定計画に定められた地区街づくりルールを参酌して、建築行為等の制限に関する基準（以下「基準」という。）を定めなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示し、当該指定に係る届出対象区域及び基準の案（次項において「指定案」という。）を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、当該計画区域内の

地区住民等及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該指定案について、市長に意見書を提出することができる。

- 5 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 第1項の規定による指定は、当該指定に係る届出対象区域及び基準を告示することにより行うものとする。
- 7 第2項から前項までの規定は、届出対象区域の変更又は廃止について準用する。

（届出対象区域内における建築行為等に係る届出等）

第13条 届出対象区域内において建築行為等を行う者とする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 国又は地方公共団体が行う行為

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

- 3 前2項の規定は、第1項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合について準用する。

（都市計画等における配慮）

第14条 市長は、都市計画（法第4条第1項に規定する都市計画をいう。）及びマスタープランの策定及び見直しの過程において、認定計画に基づく地区街づくりが円滑に実施されるよう配慮するものとする。

（街づくり重点地区の指定等）

第15条 市長は、重点的に地区街づくりの推進に関する施策を講ずる必要があると認められる地区を街づくり重点地区（以下「重点地区」という。）として指定し、当該重点地区の整備の方針（以下「地区整備方針」という。）を定めることができる。

2 地区整備方針には、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

- (1) 重点地区の名称及び区域
- (2) 適正かつ合理的な土地利用の促進に関する事項
- (3) 基幹的な公共施設の整備その他の市街地の整備に関する事項
- (4) 工場、流通業務施設、研究開発施設、医療施設、教育施設その他の都市生活及び都市活動の拠点となる施設の立地の促進に関する事項
- (5) 川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和49年条例第23号。以下この号及び次条において「附置駐車施設条例」という。）第3条の施行区域内の区域であって、当該区域における駐車施設（附置駐車施設条例第2条第2項第1号の駐車施設をいう。）を建築物又は建築物の敷地以外の場所に設置できるもの（次条において「附置駐車施設特例区域」という。）の位置に関する事項

3 地区整備方針は、川越市総合計画及びマスタープランに即したものでなければならない。

4 市長は、重点地区を指定し、当該重点地区の地区整備方針を定めようとするときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 市長は、第1項の規定により、重点地区を指定し、当該重点地区の地区整備方針を定めたときは、遅滞なく、当該重点地区の区域及び地区整備方針を告示するものとする。
- 6 前2項の規定は、重点地区又は地区整備方針の変更又は廃止について準用する。

（重点地区の区域内における附置駐車施設条例の特例）

第16条 地区整備方針に前条第2項第5号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る附置駐車施設特例区域内における附置駐車施設条例の適用については、附置駐車施設条例第8条第1項中「市長が特にやむを得ないと認めたときは」とあるのは、「市長が特にやむを得ないと認めたとき、又は当該建築物が附置駐車施設特例区域（川越市地区街づくり推進条例（平成25年条例第32号）第15条第2項第5号の附置駐車施設特例区域をいう。）にあり、駐車施設を建築物又は建築物の敷地以外の場所に設置することにより、当該附置駐車施設特例区域内の適正かつ合理的な土地利用が促進されるものと市長が認めたときは」とする。

（地区街づくり推進法人の指定）

- 第17条 市長は、重点地区における地区整備方針の内容を適切に理解し、地区住民等及び市と協働して地区街づくりを推進しようとする法人であって、次条第1項各号に掲げる業務（以下「地区街づくり推進業務」という。）に関し、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、重点地区ごとに地区街づくり推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。
- (1) 地区街づくり推進業務を的確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
 - (2) 重点地区の区域内の土地又は建物の所有者の規則で定める数以上の同意を得ていること。
 - (3) その他規則で定める要件に適合していること。
- 2 市長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、推進法人の指定をしてはならない。
- (1) 第13条第2項の勧告を受けた者であること。
 - (2) 第19条第3項の規定により指定を取り消された者であること。
 - (3) 役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。
ア 第13条第2項の勧告を受けた法人の役員であった者
イ 第19条第3項の規定により指定を取り消された法人の役員であった者
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。
- 4 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（推進法人の業務）

- 第18条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 重点地区における地区整備方針について、当該重点地区の区域内の地区住民等の理解と関心を深め、地区街づくりへの参加を促進すること。
 - (2) 重点地区における協議会による地区街づくり計画の作成その他の協議会の活動を援助すること。
 - (3) 重点地区の地区整備方針に従って、公共施設の整備その他の市街地の整備改善に関する事業を実施すること。
- 2 推進法人は、前項第3号に掲げる業務を行う場合には、規

則で定めるところにより、市との間で、事業の実施において整備すべき公共施設の水準に関する協定を締結することができる。

（推進法人の監督等）

- 第19条 市長は、地区街づくり推進業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 市長は、推進法人が地区街づくり推進業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第17条第1項の規定による指定を取り消すものとする。
- 4 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

（地区計画等の素案の提示方法及び意見の提出方法）

- 第20条 市長は、法第16条第2項の規定により、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示し、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の素案」という。）を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- (1) 地区計画等の素案のうち、種類、名称、位置及び区域
 - (2) 地区計画等の素案の縦覧場所
- 2 市長は、地区計画等の案を作成するため必要があると認めるときは、説明会の開催その他の措置を講ずるものとする。
- 3 法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の素案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、市長に意見書を提出しなければならない。

（都市計画の提案をすることができる団体）

- 第21条 法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、認定協議会及び推進法人とする。

（委任）

- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（川越市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止）

- 2 川越市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年条例第35号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の川越市地区計画等の案の作成手続に関する条例（次項において「旧条例」という。）第2条の規定により行われた地区計画等の原案の縦覧は、第20条第1項の規定により行われた地区計画等の素案の縦覧とみなす。
- 4 施行日前に旧条例第3条の規定により提出された意見書は、第20条第3項の規定により提出されたものとみなす。

川越市地区街づくり推進条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、川越市地区街づくり推進条例（平成25年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築行為等）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物又は工作物の用途の変更
- (2) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更（色彩の変更を除く。）
- (3) 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）の掲出又は表示
- (4) 木竹の伐採

（公共施設）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める公共の用に供する施設は、緑地、広場、上水道、河川、水路、調整池及び消防の用に供する貯水施設とする。

（協議会の登録の申請等）

第4条 条例第6条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）の名称、連絡先及び代表者の氏名（代表者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 - (2) 活動の概要
 - (3) 地区街づくりを行う区域
- 2 条例第6条第2項に規定する申請書は、地区街づくり協議会登録申請書（様式第1号）とする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 活動の計画を記載した書類
 - (2) 会則その他これに類するもの
 - (3) 構成員の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所が記載された名簿
 - (4) 地区街づくりを行う区域を表示する図面
 - (5) 地区街づくりを行う区域内の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、当該協議会の活動の内容について周知した状況及び意見を聴取した結果を記載した書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第6条第3項第3号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 10人以上（同一の世帯に属する複数の構成員がいる場合にあってはそれらの構成員の人数にかかわらずその人数を1人とし、法人である構成員が含まれる場合にあっては当該法人に属する構成員の人数にかかわらずその人数を1人とする。）によって構成されていること。
 - (2) 地区街づくりを行う区域内の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、当該協議会の活動について周知し、及び意見を聴取したものであること。
 - (3) 地区街づくりを行う区域の範囲を協議会自らが活動でき

る一定の規模以上の範囲で定めていること。

- 4 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動（以下「宗教活動」という。）、政治上の主義を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを目的とする活動（以下「政治活動」という。）又は特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動（以下「選挙活動」という。）を行うものでないこと。
 - 5 専ら特定の者に利害を及ぼす活動又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする活動を行うものでないこと。
 - 6 公益を害し、又は害するおそれのある活動を行うものでないこと。
 - 7 その他市長が不適当と認めるものでないこと。
- 5 市長は、条例第6条第2項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、当該協議会の登録を決定したときは地区街づくり協議会登録通知書（様式第2号）により、登録しないことを決定したときはその旨を書面により、当該申請を行った協議会に通知するものとする。

（協議会の登録の公表）

第5条 市長は、条例第6条第3項の規定により協議会を登録したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 協議会の名称、連絡先及び代表者の氏名（代表者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 - (2) 活動の概要
 - (3) 地区街づくりを行う区域
 - (4) 登録番号
 - (5) 登録の年月日
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を備え置くとともに、これらの事項をインターネットを利用して表示する方法により行うものとする。

（協議会の登録の変更）

第6条 協議会は、第4条第2項に規定する申請書及び同条第3項各号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとするときは、市長の登録の変更を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 協議会の連絡先、代表者の氏名（代表者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所の変更
 - (2) 構成員の氏名及び住所の変更
 - (3) 市の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - (4) その他市長が軽微な変更と認めるもの
- 2 前項の登録の変更を受けようとする協議会は、地区街づくり協議会登録変更申請書（様式第3号）に第4条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 協議会は、第1項各号に掲げる変更をしようとするときは、地区街づくり協議会登録変更届出書（様式第4号）に当該変更の内容に係る書類を添付して、市長に届け出なければならない

ない。

- 4 市長は、第2項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、登録の変更を決定したときは地区街づくり協議会登録事項変更通知書（様式第5号）により、登録の変更をしないことを決定したときはその旨を書面により、当該申請を行った協議会に通知するものとする。
- 5 条例第6条3項及び第4条第4項並びに前条の規定は第1項の規定による登録の変更について、前条の規定は第3項の規定による届出について準用する。

（協議会の登録の取消し）

- 第7条 協議会は、その登録の取消しを受けようとするときは、地区街づくりを行う区域内の地区住民等に対し、当該登録の取消しについて周知し、及び意見を聴取した上で、地区街づくり協議会登録取消申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、当該協議会が地区街づくりを行う区域内の地区住民等に対し、当該登録の取消しについて周知した状況及び意見を聴取した結果を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、当該協議会の登録を取り消すものとする。
- 4 市長は、条例第6条第4項又は前項の規定により協議会の登録を取り消したときは、地区街づくり協議会登録取消通知書（様式第7号）により、当該協議会（当該協議会が消滅した場合にあっては、当該協議会の代表者であった者）に通知するとともに、第5条第1項各号に掲げる事項及び当該取消しの年月日を公表するものとする。
- 5 第5条第2項の規定は、前項の規定による協議会の登録の取消しの公表について準用する。

（地区街づくり計画の認定等）

- 第8条 条例第8条第1項の規定による申請をしようとする協議会は、地区街づくり計画認定申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 地区街づくりの推進に関する計画（以下「地区街づくり計画」という。）を記載した書類
 - (2) 地区街づくり計画の対象となる地区の区域（以下「計画区域」という。）を表示する図面
 - (3) 条例第11条第1項に規定する協議を行う場合における協議会の意思決定の方法等を記載した書類
 - (4) 計画区域内の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、地区街づくり計画の内容について周知した状況及び意見を聴取した結果を記載した書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、条例第8条第5項に規定する手続を行った後、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、当該地区街づくり計画の認定を決定したときは地区街づくり計画認定通知書（様式第9号）により、認定しないことを決定したときはその旨を書面により、当該申請を行った協議会に通知するものとする。
- 4 条例第8条第4項第2号に規定する規則で定める数は、3分の2とする。

- 5 条例第8条第4項第5号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地区街づくり計画の内容について、計画区域内の地区住民等、自治会及び商店会等に対し周知し、かつ、意見を聴取して作成されたものであること。
 - (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを目的とする内容でないこと。
 - (3) 特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする内容でないこと。
 - (4) 公益を害し、又は害するおそれのある活動を行う内容でないこと。
 - (5) 公共施設において地区街づくりを行う場合は、当該公共施設の管理者の同意を得たものであること。
 - (6) 計画区域を地区街づくりを行う区域内の一定の規模以上の範囲で定めていること。
 - (7) 計画区域を条例第8条第4項の規定による認定を受けた他の協議会の地区街づくり計画に係る計画区域と重複して定めていないこと。ただし、当該地区街づくり計画の内容が当該他の地区街づくり計画の内容と抵触しない場合は、この限りでない。
 - (8) その他市長が不適当と認める内容でないこと。

（地区街づくり計画の認定の告示）

- 第9条 条例第8条第6項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 認定の年月日
 - (2) 認定番号
 - (3) その他市長が必要と認める事項

（認定計画の軽微な変更）

- 第10条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - (2) その他市長が軽微な変更と認めるもの

（認定計画の変更）

- 第11条 地区街づくり計画について条例第8条第4項の認定を受けた協議会（以下「認定協議会」という。）は、当該認定を受けた地区街づくり計画（以下「認定計画」という。）について条例第9条第1項の規定による変更の認定を受けようとするときは、地区街づくり計画認定変更申請書（様式第10号）に当該変更に係る第8条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、当該認定計画の変更の認定を決定したときは地区街づくり計画変更認定通知書（様式第11号）により、当該認定計画の変更の認定をしないことを決定したときはその旨を書面により、当該申請を行った認定協議会に通知するものとする。
- 3 認定協議会は、前条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地区街づくり計画軽微変更届出書（様式第12号）に当該変更の内容に係る書類を添付して、市長に届け出なければならない。
- 4 第8条第4項の規定は条例第9条第2項において準用する

条例第8条第4項第2号の規則で定める数について、第8条第5項の規定は条例第9条第2項において準用する条例第8条第4項第5号の規則で定める要件について、第9条第1項の規定は条例第9条第2項において準用する条例第8条第6項の規則で定める事項について準用する。

（認定計画の更新）

第12条 認定協議会は、認定計画の期間（条例第8条第2項第4号に規定する地区街づくり計画の期間をいう。以下この条において同じ。）の満了後引き続き当該認定計画の認定を受けようとするときは、市長の更新の認定を受けなければならない。

2 前項の更新の認定を受けようとする認定協議会は、当該認定計画の期間が満了する日の30日前までに、地区街づくり計画認定更新申請書（様式第13号）に第8条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、当該認定計画の更新の認定を決定したときは地区街づくり計画認定更新通知書（様式第14号）により、当該認定計画の更新の認定を決定しないときはその旨を書面により、当該申請を行った認定協議会に通知するものとする。

4 条例第8条第4項及び第6項並びに第8条第4項及び第5項並びに第9条の規定は、第1項の規定による認定計画の更新の認定について準用する。

（認定計画の認定の取消し）

第13条 認定協議会は、認定計画の認定の取消しを受けようとするときは、当該認定計画の区域内の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、当該認定計画の認定の取消しについて周知し、及び意見を聴取した上で、地区街づくり計画認定取消申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、当該認定協議会が当該認定計画の区域内の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、当該認定計画の認定の取消しについて周知した状況及び意見を聴取した結果を記載した書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、当該認定計画の認定を取り消すものとする。

4 市長は、認定計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 当該認定計画に係る認定協議会が条例第6条第4項又は第7条第3項の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 条例第8条第4項各号及び第8条第5項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

5 市長は、前項の規定により認定計画の認定を取り消したときは、地区街づくり計画認定取消通知書（様式第16号）により、当該認定協議会（当該協議会が消滅した場合にあっては、当該協議会の代表者であった者）に通知するとともに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 認定を取り消した認定計画に係る協議会の名称
- (2) 認定を取り消した認定計画
- (3) 認定の年月日及び取消の年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

（地区街づくりルールへの適合に係る協議）

第14条 認定協議会は、条例第11条第1項に規定する協議を求めようとするときは、当該計画区域内の地区住民等又は当該計画区域内において建築行為等を行おうとする者（以下「建築主等」という。）に対し、建築主等が当該協議の対象となる建築行為等その他の行為について必要な法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続が必要ない場合にあっては、当該建築行為等その他の行為の着手の日）の45日前までに、地区街づくりルールに係る協議要求書（様式第17号）を提出しなければならない。

2 建築主等は、前項に規定する協議要求書の提出があったときは、当該協議要求書に係る事項について当該認定協議会と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議は、当該協議が成立しない場合であっても、当該協議を開始した日から起算して45日を経過したときは、終了するものとする。

（届出対象区域内における建築行為等に係る届出）

第15条 条例第13条第1項の規定による届出を行おうとする者は、当該建築行為等について必要な法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続が必要ない場合にあっては、当該建築行為等の着手の日）の30日前までに、届出対象区域内における建築行為等届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近の見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第13条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第38条の5各号に掲げる行為
- (2) 条例第12条第2項に規定する建築行為等の制限に関する基準に定めのない事項に係る行為

（届出対象区域内における建築行為等に係る届出の変更）

第16条 条例第13条第1項の規定による届出をした者は、同条第3項において準用する同条第1項の規定による届出をしようとするときは、届出対象区域内における建築行為等変更届出書（様式第19号）に当該変更に係る前条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、条例第13条第3項において準用する同条第1項第1号の規則で定める行為について準用する。

（地区街づくり推進法人の指定の申請等）

第17条 条例第17条第1項に規定する申請をしようとする法人は、地区街づくり推進法人指定申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地区街づくり推進業務の実施に係る計画を記載した書類
- (2) 法人の財務諸表
- (3) 地区街づくり推進業務を行うために必要な資格、免許等を有することを証する書類

- (4) 条例第17条第1項第2号に規定する同意を得ていることを証する書類
 - (5) 地区街づくり推進業務の実施に係る重点地区（条例第15条第1項に規定する重点地区をいう。以下この条において同じ。）に協議会があるときは、当該地区街づくり推進業務の内容について当該協議会の同意を得ていることを証する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、地区街づくり推進法人の指定を決定したときは地区街づくり推進法人指定通知書（様式第21号）により、地区街づくり推進法人の指定をしないことを決定したときはその旨を書面により、当該申請を行った法人に通知するものとする。
- 4 条例第17条第1項第2号の規則で定める数は、3分の2とする。
- 5 条例第17条第1項第3号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 地区街づくり推進業務の実施に係る重点地区に協議会があるときは、当該協議会の同意を得たものであること。
 - (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うものでないこと。
 - (3) 専ら特定の者に利害を及ぼすもの又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とするものでないこと。
 - (4) 公益を害し、又は害するおそれがないものであること。
 - (5) その他市長が不適当と認めるものでないこと。

（公共施設の水準に関する協定）

第18条 条例第18条第2項に規定する公共施設の水準に関する協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地区街づくり推進法人が整備を行う公共施設の種類、所在地、配置、規模及び構造
- (2) 地区街づくり推進法人が整備を行う公共施設に係る費用の負担に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

5. 地区街づくり Q&A

Q 市からどのような支援が受けられるの？

- ・他地区の協議会の活動事例の紹介や、出張講座による職員の派遣、情報提供、専門家の派遣などの支援を受けられます。



Q 地区街づくり協議会は誰でも作れるの？

- ・協議会を市に登録するには、活動する区域を定め、10人以上の地区内の居住者や事業者、地区内の土地や建物の所有者から構成すること等が必要です。

Q 地区街づくり計画を作ることで、どんなことができるの？

- ・地区街づくり計画は、地区の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めるため、地区まちづくりの目標や方針、具体の取り組みをまとめたものです。
- ・市の認定を受けると、計画の中に示される地区街づくりルールに適合した建築等を行うように事業者等と協議できます。

Q 地区計画が既に決まっているけど、地区街づくりルールは決められるの？



- ・決められます。地区街づくりルールは、地区計画で定められる内容以外にも定めることができます。
- ・ただし、地区計画のように、適合していないと建築確認がされないといった強い制限はできません。



街づくりを してみませんか？

川越市
地区街づくり推進条例の概要

平成26年4月

川越市 都市計画部 都市計画課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

TEL: (049) 224-5945 FAX: (049) 225-9800

E-mail: toshikeikaku@city.kawagoe.saitama.jp